

重 要

平成 2 1 年 5 月 2 1 日

各 施 設 長 様

京 都 市 保 健 福 祉 局

長 寿 社 会 部 長 寿 福 祉 課 2 5 1 - 1 1 0 6

長 寿 社 会 部 介 護 保 険 課 2 1 3 - 5 8 7 1

新型インフルエンザの感染者の確認に伴う対策の徹底について

各施設におかれましては、平素から感染症等に対する予防対策を行っていただいているところですが、本市において、本日の午後 7 時 2 0 分に新型インフルエンザ感染者を確認しました。当該感染者は中京区在住の小学生です。

本市におきましては、直ちに京都市新型インフルエンザ対策危機管理本部会議を開催し、今後の対策等について協議のうえ、福祉施設については、現時点において休業要請は行わないことを決定しました。

ただし、今後の感染拡大の可能性があることから、各施設におかれましては、下記のとおり、より一層の健康管理の徹底を改めてお願いいたします。

記

1 施設利用者等への対応

(1) 中京区内及び下京区内の通所施設

- 施設利用者、家族等に対して改めて注意喚起を図るとともに、今回の対応について説明、周知をお願いします。
- 利用者及び家族等に対して、以下をチェックし、感染が疑われる症状がある場合は、施設への連絡を徹底するよう指導してください。
 - ・ 利用者について、毎日、朝夕の体温測定を行うこと。
 - ・ 急性呼吸器症状（鼻みず、咽頭痛、せきなど）や消化器症状（下痢、腹痛など）の有無を確認すること。
- 施設においては、送迎時等を捉えて、利用者及び家族等から感染の疑いのある症状がないかを確認してください。
- 発熱等の症状があるなど新型インフルエンザの感染が疑われる場合は、速やかに発熱相談センター（保健医療課及び各保健所）に相談するよう家族等に徹底していただくとともに、長寿福祉課（251-1106）又は介護保険課（213-5871）への報告をお願いします。

- 施設において、利用者に感染の疑いがあることを把握した場合は、施設利用を取りやめるとともに、発熱相談センターへの連絡及び長寿福祉課・介護保険課への報告をお願いします。

(2) 中京区内及び下京区内以外の通所施設

- これまでどおり、利用者の健康管理の継続をお願いします。
- 発熱等の症状があるなど新型インフルエンザの感染が疑われる場合、また、体調不良による多数の施設利用者及び従事者等の欠席、休暇取得など何らかの兆候が見られる場合については、速やかに長寿福祉課・介護保険課への報告をお願いします。

(3) 市内の全入所施設

- 入所者の健康管理の徹底を図り、日々の健康状態に留意してください。
- 家族等の面会等に当たっては、感染防止対策を徹底し、面会者に感染が疑われる場合は、面会の制限を行ってください。

2 施設の従事者等への対応

- (1) 朝夕の体温測定、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケットなど、より一層の感染症対策を徹底してください。
- (2) 発熱等の症状がある場合、通勤前においては、施設への連絡の徹底を図るとともに、勤務中においては、速やかに発熱相談センター（保健医療課及び各保健所）に相談し、その指示に従うようにしてください。また、長寿福祉課・介護保険課への報告をお願いします。

3 その他

今後とも、新型インフルエンザ感染に係る本市からの情報や、報道機関等を通じて発表される情報を積極的に収集し、施設利用者及び従事者等へ適切かつ冷静な対応を行っていただきますようお願いいたします。